

愛知地方最低賃金審議会
第3回愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業
最低賃金専門部会 議事録

日 時 令和7年10月14日(火) 午前9時30分~午前11時32分

場 所 ウィルあいち3階 会議室6

出席者

(公益代表委員) 中山委員(部会長) 水野委員

(労働者代表委員) 嶋野委員、寺田委員、山本委員

(使用者代表委員) 岡安委員、北島委員

(事務局) 高橋労働基準部長、佐野賃金課長、佐藤主席賃金指導官、
名倉課長補佐、松永専門監督官、白川賃金指導官、丹下賃金調査員

議 題 (1) 令和7年度愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正について
(2) その他

議 事

○白川賃金指導官

それではただ今より、令和7年度愛知地方最低賃金審議会 第3回愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金専門部会を開催いたします。なお、当部会の業種名につきましては以降、「鉄鋼業」と略称にて呼ばせていただきます。

本日の資料ですが、会議次第に合わせまして、資料目次記載の 1から 3を配付させていただいております。不足等はございませんでしょうか。あと、労働者側の資料と使用者側の資料として、それぞれインデックスを付けて配付させていただいているので、ご確認いただくようお願いいたします。よろしいでしょうか。

(全委員に確認)

○白川賃金指導官

ありがとうございます。なお、本日の専門部会は公開となっておりますので、傍聴の方がいらっしゃることを併せてご報告させていただきます。

それでは、以降の議事進行を中山部会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○中山部会長

皆様、おはようございます。ただ今より第3回愛知県鉄鋼業専門部会を始めます。事務局は委員の出席状況についてご報告してください。

○白川賃金指導官

着座にて失礼いたします。

委員の出欠状況でございますが、公益代表委員は鈴木進也委員が欠席され2名のご出席、労働者代表委員は3名全員がご出席、使用者代表委員は志治泰光委員が欠席され2名のご出席、となっております。委員定数9名中7名がご出席され、また、公労使各委員とも3分の1以上の委員がご出席されております。このため、最低賃金審議会令第5条第2項に規定する定足数「全委員の3分の2以上又は各側委員の各3分の1以上の出席」を満たしていることを併せてご報告いたします。

○中山部会長

ただ今、事務局より本部会は定足数を満たしている旨のご報告がありました。それでは、次第に従いまして議事を進めたいと思います。

議題(1)「令和7年度愛知県鉄鋼業最低賃金の改正について」です。

前回までに専門部会におきまして、労使双方から基本的な意見表明をいただいております。

労働者側からは引上げ額65円、使用者側からは引上げ率5.6%との提示がありました。金額に直しますと、まだ労使双方に開きがありまして、各側で持ち帰り更なる検討をいただくようにお願いしております。

本日は改正金額を含め、改めて現時点での労使各側のお考えをお伺いしたいと思います。

資料の提出がございましたので、資料の説明もお願いしたいと思います。

まず労働者代表委員お願いいたします。

○寺田委員

皆さんおはようございます。労働者代表の寺田です。よろしくお願ひいたします。

基本的にはまず、金額につきましては先回のとおり65円で変わりはありません。

今回、資料を1枚追加で入れさせていただきました。こちらは春闘、春の交渉においてですね、日本基幹労連でまとめた全国のうちから愛知県の鉄鋼業の春闘結果につきましてピックアップさせていただいた結果となっておりまして、ご覧の

とおり、1番下にあります規模計ということで、右にあります5.92%の賃上げだったということが結果としてわかりました、ということです。それぞれ、1,000人以上、300人から999人以下、299人以下ということで、いわゆる中小、中堅、大手というところでそれぞれの規模化においても額、率ともに掲載されておりまして、私ども連合愛知で拾いきれていないところが基幹労連の方でわかりまして集計させていただいた結果となります。こちらは組合数も13,000人分の結果となっておりますので、こちらの方を参考に本日、議論させていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。以上となります。

○中山部会長

ありがとうございました。

続きまして、使用者代表委員の方からお願ひいたします。

○岡安委員

おはようございます、岡安です。よろしくお願ひいたします

資料をお持ちいたしました。まず、そのご説明をさせていただきたいと思います。

1つはカラーの方で、「人材確保！人手不足を打破する自社流の採用・育成・定着を考える」より、と上に書いてあるもので、こちらは私どもが2年前に発行させていただいた冊子の一部抜粋でございます。前回、企業の採用状況についてということで寺田委員の方から、少しこういった資料があればということでしたので、少し古いのですが企業の採用状況についての資料がありましたので紹介させていただきます。

こちらは、業種別に採用状況を「不足している」「適切である」「余剰感がある」と大きく3つに分けてお伺いしたものでございまして、鉄鋼業につきましては、N数が8社と少ないのですが、5社は不足しているということで、やはり人手不足の傾向があるのは間違いないということがあります。製造業全体と比べると、若干は不足感が少ないと見えるかもしれないですが、このあたりは、絶対数が少ないというところもありますので、やはり製造業全体として人手不足感がある中、鉄鋼業も例外なく、というそんな印象を持っております。

めくっていいいただきまして、「エリア別の特徴」というところでエリア別でも出ています。愛知県全体の中で人出不足感が東三河のエリアで顕著な人手不足というのがこの結果では出ていました。比較的、西三河の方には割と大きな企業さんが集中しているというところで、そこと比べると東三河の方は人出不足感が高い

ということ。この時に、愛知県の東三河総局の方にお話を伺いしたところ、地元の学生については東三河の企業を知らないということもわかっていますと。まあ知名度がないということ。大学の1・2年、あるいは高校のうちから地元企業の魅力とともに余暇を楽しめる場所がある、プライベートの充実というところですね、子育て、これもプライベートのところです。こういったところの住環境がいい所を伝えていく必要があるのではないか、こんなご指摘もいただいております。やはり裾野拡大のため、いろいろな方に参加していただくには、様々なアプローチが必要というご指摘も受けているところです。ご紹介できる資料はこの程度です。

あとは個別の話になりますけれども、志治委員からは前回、状況を個別にお伺いして、採用状況につきまして高卒が2名ほど採用できる程度で、大卒はなかなか新卒では難しいというところ。実態としましては中途採用が主力になっていると、そんなような状況をお伺いしております。正直、中途採用につきましては、あまりこの最低賃金を意識する機会はないのかなと、そんなお話を伺っております。これにつきましては、北島委員の方からも少しご紹介いただければと思いますので、北島委員お願いします。

○北島委員

今の採用のところですけれども、高校生は学校と毎年連携して応募とかをしているので、比較的ご紹介いただけたところからは採用するのですが、ただ、紹介いただける学校もどんどん進学率が高くなっていますし、少子化で生徒数も少なくなっている。特に製造業についてはなかなか応募も少ないという形で、採用は今年も高校は2名採用ができたのですが、大学の新卒の内定はゼロと。基本的には大学の方は中途採用で年齢的にも20代後半から40歳位までが中心になってくるので、そのへんになると最低賃金というよりは経験と実績で提示するという形になっています。採用という面でいくと、かなり通年で募集はしていますけれども、なかなかそうはいっても会社の現場の要求に対して同じくらいの中途採用ができるかというと、現状は難しい状況になっています。

○岡安委員

北島委員、ありがとうございました。これは企業の現状をお伝えできる採用の状況の範囲です。

もう一つ資料を付けさせていただきました。「2025年 春季賃金交渉状況：妥結状況」というところ、これは愛知県経営者協会で集計している春季労使交渉の

結果です。この中で「鉄鋼、金属製品、非鉄金属」のため、鉄鋼だけではないのですが、この妥結状況につきましては 4.88% ということで、1回目にお示ししましたこの審議会で使わせていただいている調査の資料とも近い数字ということ。4.88%を数字に直しますと 54 円と端数、54、5 円ということで当初の実態と近いかなというところです。特徴としましては、労側の資料とか愛知県の調査の資料は全て労働組合のあるところを対象として調査したと、労働組合のないところは入っていないんですね。対しまして愛知県経営者協会の資料につきましては、労働組合のないところも入った資料ということで、この使わせていただいている資料につきましては、労働組合のあるなしにかかわらず中小企業の実態というところで、やはり議論する上では、労働組合だけの状況を参考にしていると労働組合のないところの影響や実態とかけ離れてしまうのではないかと危惧していまして、とはいえ、労働組合のあるところが実際には高水準、業界の中では高い賃金を決めているところも考慮しまして、愛知県の調査結果である 5.6% というのは妥当であるのかなと考えているところであります。

少々長くなりましたが、以上でございます。

○中山部会長

ありがとうございました。

ただ今、労使双方からお考えを伺いましたが、労働者側から使用者側へ、使用者側から労働者側へ、何かご質問とかご意見があればお願いしたいと思います。

○岡安委員

いいですか。

○中山部会長

はい、岡安委員。

○岡安委員

ご提出いただいた資料、今回の基幹労連の資料なんですけど、これを拝見させていただきますと、金額、規模計で 17,255 円、5.92% というところで、愛知県の調査も妥結平均額は 18,326 円、むしろ愛知県の方が高いんですね。にもかかわらず、率でいくと逆転していると。愛知県の方は 18,000 円の 5.6% に対して、基幹労連の方は 17,000 円に対して 5.9% というところ。これは基準となる基準内賃金の差になるのかなと思うのですが、この基幹労連における基準内賃金とい

うか、率のベースとなった金額というのは、資料としてお手元等にあったりしますでしょうか。

○嶋野委員

各社違いますので、それを示すことはできません。ご容赦いただければと思います。基幹労連としては、個別に各社にベース賃金の調査も行っておりまして、それを基にこの資料も出させていただいているので、ここで詳しく申し上げることはすいませんがオフィシャルではできません。ご容赦いただければと思います。

○寺田委員

基準内賃金のことですよね。

○岡安委員

わかりました。そういう資料は情報としては出せないというところですね。ざっとこここの率と額から推計いたしますと、291,000円程度かなと推測はするのですが、そうすると愛知県の基準内賃金の320,000円よりは低いかと、ちょっとここが印象としまして鉄鋼業は比較的高い賃金水準かと思っているのに対して、300,000円を切るのは少し違和感があるのでお伺いしたところです。ありがとうございました。

○中山部会長

はい、他にいかがでしょうか。

○寺田委員

はい。

○中山部会長

寺田委員、どうぞ。

○寺田委員

使側の資料提出、ありがとうございました。

2003年のところでいきますと、それぞれ製造業全体でも人手不足感というのがありますし、鉄鋼業でもそれなりに60%を超えるところで不足感を感じておられるのかなという感じがするんですけれども、やはり輸送機械器具でも高い状況で

ありますので、その部分で非常にこの点を見ても人手不足が起きているところで、特に愛知県の中では輸送機械器具とか、はん用機械器具も高いので、人材確保というところでは苦労するのではないかと受け止めております。

あと、エリア別の観点もありがとうございました。我々の組合加盟でありますと、結構東三河という所は、はん用機械と輸送用機械の中小が多いということがあるので、そういうところの不足感があるのかなという感じがしております。というのがまず1点です。

あと、北島委員からも採用の状況をお伺いして、ありがとうございました。高卒を2名採られている、採用できているという状況ですけれども、やはり製造現場では高卒の人を基本的に採りたいのかと思っているんですけれども、その点感覚は同じでしょうか。

○北島委員

はい、同じです。

○寺田委員

同じですね。はい、ありがとうございます。やはり今、高校卒業生、特に工業高校を出る高校生というのは、我々労働界、特に鉄鋼業でも金の卵ということで、非常に採りたいけど採れないという状況が続いておりますので、そういうところで我々が言っていることは、高卒の初任給をしっかり上げていこうということをやっておりますので、こういった点もいただいた状況も加味しながら本日検討していきたいと思います。以上となります。

○中山部会長

はい、ありがとうございます。

これから、各側の主張や意見等を踏まえまして、改めて各側個別で委員内の意見を調整していただきまして、各側の意見をまとめていただきたいと思いますので、専門部会については一旦休会とさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(労使委員に確認)

○中山部会長

では、一旦休会といたします。

(一旦休会)

○中山部会長

それでは、専門部会を再開いたします。

労使双方から金額改正に係る検討内容をお話いただきたいと思います。

まず、使用者代表委員からお願ひいたします。

○岡安委員

はい、岡安です。使用者側で先ほど打合せをしまして、5.6%ということを話していたのですが、労働者側から資料もいただいたて、かなり組合の方は組織ということで、15,000人中13,000人というところで、大多数は組合さんに所属して、交渉とかをしっかりとといらっしゃる状況ということもありますし、また1回目から申し上げているとおり、この特賃は労使合意で決めるのが原則だと思っております。そういう中で、5.6%からもう少し労側の主張に近い数字を出せないかというところで、64円という数字であれば、第2回目に出ている事業者側の最低賃金の状況、こういったことを加味しても事業所への影響については容認できる数字であろうというところで、最終的な数字として64円で全会一致で何とか労働者側の方も納得いただけないかなというところで出させていただきます。よろしくお願いします。

○中山部会長

はい、ありがとうございます。

それでは続きまして、労働者代表委員からお願ひいたします。

○寺田委員

お時間いただきましてありがとうございます。

我々労側3人で話し合った結果としては、これまでも愛知県の春闘の状況だとかもありますし、価格転嫁の状況というのと、あと今日北島委員からもお話しいただいた、中小の経営者の話も聞いてですね、総合的に考えまして、これまで65円とさせていただいておりましたけれども、いま岡安委員からも話があったように全会一致でこの場でしっかりと議論を尽くして決めるというところもありますので、我々としても64円という所までは受け入れたいと思っております。そういった結果となっております。以上です。

○中山部会長

ありがとうございました。

ただ今、労使双方から、時間額、引上額 64 円で意見が一致いたしましたので、時間額 1,175 円をもって専門部会報告としたいと思います。引上額が 64 円、時間額が 1,175 円ということになります。

引き続き、本審への報告書(案)を審議いたしますので、事務局は用意してください。報告書(案)をお示しするのに少々時間がかかりますので、しばらくお待ちください。

(報告書(案)を委員に配付)

○中山部会長

お手元に来ましたでしょうか。それでは再開します。事務局から報告書(案)を読み上げてください。

○佐野賃金課長

それでは読み上げさせていただきます。着座にて失礼いたします。

(案)

令和 7 年 10 月 14 日

愛知地方最低賃金審議会

会長 中山 徳良 殿

愛知地方最低賃金審議会

愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業
最低賃金専門部会

部会長 中山 徳良

愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金
の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年8月5日、愛知地方最低賃金審議会において付託された愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は別添のとおりである。

委員名の読み上げは省略させていただきます。

別紙

愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金

1 適用する地域

愛知県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 製鉄業
- (2) 製鋼・製鋼圧延業
- (3) 製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く)
- (4) (1)から(3)までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (5) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月末満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け、賄い又は湯沸しの業務
 - ロ 軽易な運搬の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,175 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和7年12月16日（指定日発効）

以上となります。

○中山部会長

ただ今の報告書（案）について、何かご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

（特になし）

○中山部会長

それでは、この報告書（案）で、10月15日開催予定の本審に報告することしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

（全委員に承認確認）

○中山部会長

ありがとうございました。報告書（案）は専門部会で承認されましたので、正本を作成し、当部会の報告内容として、10月15日開催予定の本審に報告することいたします。

本日は、第3回目の専門部会でしたが、熱心かつご丁寧にご審議して、各側で調整していただいた結果、全会一致の3回で結審となりました。部会長として、厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。

結審にあたり労働基準部長からご挨拶があります。

○高橋労働基準部長

委員の皆様におかれましては、業務ご多忙の中、熱心にご審議いただきましてありがとうございます。

ちょっとリーフレットを配らせていただきます。

(全委員にリーフレットを配付)

○高橋労働基準部長

ご挨拶が中断しまして申し訳ございません。

本日、おかげさまで全会一致ということで、金額を決定することができました。本当にありがとうございました。こちらにつきましては、先ほど部会長からもお話をございましたが、明日の最低賃金審議会におきまして、ご審議されるということとなります。事務局としましては引き続き円滑な施行ができますようにしっかりと準備して参りたいと思います。

お配りしましたリーフレットにつきまして、簡単に説明させていただきます。

まず、愛知県最低賃金、10月18日から発効されますが、その周知用のポスター、リーフレットにつきましては、現在こちらの方で発送業務を順次行っているところでございますので、到着次第、本年度はハリセンボンの近藤春菜さんがメインになっております、こちらのポスターの掲示等にご協力いただければと思っております。

併せてもう1枚、愛知県最低賃金ポスターデザインコンテスト開催中とのリーフレットについても簡単にご説明させていただきます。本日、ご議論いただきました鉄鋼の特賃額につきましては、現在行っているポスター・デザイン・コンテストで選ばれたデザインを使った、オリジナルのポスターの方に掲載することとしております。今年度から作成する新たなポスターですが、県内の学生さん、あるいは県内の学校に通っておられる学生さんの方から、愛知県を連想させるデザインを募集しております、その最優秀賞のデザインを利用したポスターを作りたいと思っております。そのポスターのデザインを11月10日まで募集しております、11月12日から12月7日にかけて県内の方から気に入ったポスターを投票していただきたいという、そういう事を考えているところでございます。是非とも、皆様方にご参加いただきますよう、各企業の従業員の皆さんにも是非ともご周知いただければと思っております。

私共におきましては、愛知県の地賃と今回の特賃も含めまして、しっかりと周知してまいりたいと思いますし、あとは賃金引上げの支援策につきまして、こちらについてもしっかりと周知していきたいと思っております。皆様方には真摯にご審議いただきまして、本当にありがとうございました。

○中山部会長

ありがとうございました。

それでは次に、議題（2）「その他」に入りますが、労使各側から何かござりますでしょうか。

（特になし）

○中山部会長

よろしいでしょうか。事務局から連絡等ありますでしょうか。

○佐藤主席賃金指導官

はい、事務局からはございません。以上です。

○中山部会長

それでは、本日の議事は全て終了しました。皆様方のご協力により、本日専門部会報告を取りまとめることができましたこと、改めて心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

以上をもちまして、第3回愛知県鉄鋼業専門部会を閉会といたします。

本日はお疲れ様でした。ありがとうございました。

（令和7年10月14日）愛知地方最低賃金審議会

第3回愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金専門部会 議事録